

指針改訂案の全体構成について 【事務局案】

※ 下線は、改訂部分であること。

現行の構成 [旧]	改訂案 [新]	理由・考え方・備考
<p>I 岩手県文化芸術振興指針策定の目的等</p> <p>1 <u>なぜ、今改めて文化芸術振興なのですか？</u> ～指針策定の目的～</p> <p>2 <u>文化という言葉はあいまいだと思いますが？</u> ～ 対象とする文化芸術の範囲 ～</p> <p>3 <u>指針って何を定めているのですか？</u> ～ 指針の位置付け ～</p> <p>4 <u>5年では何も変わらないと思いますか？</u> ～ 指針の目標設定期間 ～</p> <p>5 <u>基本的な考え方はなんですか？</u> ～ 文化芸術振興の基本理念と方策 ～</p> <p>II 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点</p> <p>1 文化芸術の力</p> <p>2 豊かな自然にはぐくまれた岩手の文化芸術</p> <p>3 尊い支え合いの文化の伝承</p> <p>4 進取の精神による新たな文化芸術の振興</p> <p>5 豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の実現</p> <p>III 各分野の目指すべき姿と課題の解決</p> <p>1 芸術・芸能分野</p> <p>2 伝統文化分野</p> <p>3 生活文化分野</p> <p>4 景観</p> <p>IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向</p> <p>1 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント</p> <p>2 主な施策の方向</p> <p>(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 ～彩る～</p> <p>(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備 ～楽しむ～</p> <p>(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援 ～育む～</p> <p>(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成 ～つなぐ～</p> <p>3 県民が一体となった文化芸術の振興</p>	<p>I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等</p> <p>1 指針改訂の趣旨等</p> <p>2 対象とする文化芸術の範囲</p> <p>3 指針の位置付け</p> <p>4 指針の目標設定期間</p> <p>5 文化芸術振興の基本理念と方策</p> <p>6 <u>第1期の成果・課題等を踏まえた指針改訂における見直しの観点</u></p> <p>II 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点</p> <p>1 文化芸術の力</p> <p>2 豊かな自然にはぐくまれた岩手の文化芸術</p> <p>3 尊い支え合いの文化の伝承</p> <p>4 進取の精神による新たな文化芸術の振興</p> <p>5 豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の実現</p> <p>III 各分野の目指すべき姿と課題の解決</p> <p>1 芸術・芸能分野</p> <p>2 伝統文化分野</p> <p>3 生活文化分野</p> <p>4 景観</p> <p>IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向</p> <p>1 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント</p> <p>2 主な施策の方向</p> <p>(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信</p> <p>(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備</p> <p>(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援</p> <p>(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成</p> <p>3 県民が一体となった文化芸術の振興</p>	<p>○ <u>現行の章タイトル（第1章）は、平成20年の指針策定時のものであり、今回は指針改訂についても記載する必要があるため。</u></p> <p>○ 現行の指針においては、岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号。以下「条例」という。）の制定と指針を策定した目的についての記載となっている。</p> <p>○ 今回の指針改訂に当たっては、<u>現行の記載内容プラス「(今年度)指針を改訂する趣旨」を述べる必要がある</u>と考えられることから。</p> <p>○ <u>項タイトルを簡潔化する。</u></p> <p>○ 条例第6条～第18条の規定事項（対象とする文化芸術、基本理念等）を要約・記載したものであり、当該部分の条文は改正されていないことから、改訂は不要。</p> <p>○ <u>項タイトルを簡潔化する。</u></p> <p>○ 今回審議会の「資料1」P2の概念図を見開きで掲載し、<u>改訂に係る追加・修正の観点を図示する。</u></p> <p>○ 条例前文の規定事項（基本理念等）を要約・記載したものであり、当該部分の条文は改正されていないことから、改訂は不要。</p> <p>○ 条例第6条～第8条及び第18条の規定事項（対象とする文化芸術）による分野設定であり、当該部分の条文は改正されていないことから、改訂は不要。</p> <p>○ 「4つの施策方向にキーワードは、わかりづらい」といった審議会委員意見を参考とし、「<u>主な施策方向</u>」のキーワードを削除【委員意見】</p>

現行の構成 [旧]	改訂案 [新]	理由・考え方・備考
<p>V 5年後の姿と実施効果の評価</p> <p>1 5年後の姿</p> <p>2 実施効果の評価</p> <p>○ 岩手県文化芸術振興指針の骨子</p> <p>[資料編]</p> <p>資料1 岩手県文化芸術振興基本条例</p> <p>資料2 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要</p> <p>資料3 県の施策に関する県民意識調査結果の概要</p> <p>資料4 <u>文化芸術振興に関する意識調査結果の概要（市町村・文化芸術団体等）</u></p> <p>資料5 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿</p> <p>資料6 岩手県文化芸術振興審議会における指針審議経過</p> <p>資料7 指針策定に当たっての意見募集結果</p>	<p>V 5年後の姿と実施効果の評価</p> <p>1 5年後の姿</p> <p>2 実施効果の評価</p> <p>○ 岩手県文化芸術振興指針（改訂版）の骨子</p> <p>[資料編]</p> <p>資料1 岩手県文化芸術振興基本条例</p> <p>資料2 文化芸術に関する意識調査結果の概要</p> <p>資料3 県の施策に関する県民意識調査結果の概要</p> <p>[削除]</p> <p>資料4 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿</p> <p>資料5 岩手県文化芸術振興審議会における指針審議経過</p> <p>資料6 指針策定に当たっての意見募集結果</p>	<p>○ 改訂版の指針骨子を記載</p> <p>○ 最新版（平成26年3月改正後）の条例に差替え</p> <p>○ 最新版（平成26年度「文化芸術に関する意識調査希望郷（希望郷いわてモニターアンケート）」の調査結果）に差替え</p> <p>○ 最新版（平成26年度「県の施策に関する県民意識調査」の結果）に差替え</p> <p>○ 平成19年度（指針に記載のもの）以降、当該調査を実施していないため、削除。</p> <p>○ 第4期委員名簿に差替え</p> <p>○ 平成26年度における指針改訂審議経過を掲載</p> <p>○ 平成26年度のパブリック・コメントの内容について記載</p>